

## 多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

### 都市計画の目標

多治見市第7次総合計画(後期計画)の基本方針である「共につくる。まるごと元気!多治見」の実現のため、人口減少による様々な課題を克服するための都市づくりを進める必要があります。そのために、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

#### 【都市づくりの基本理念】

人と地域のつながりが生み出す、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現  
～共につくる。まるごと元気!多治見～

### 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めるものとします。

| 概ねの人口(2030年) |        | 産業の規模(2030年) |         | 市街化区域の規模(2030年) |
|--------------|--------|--------------|---------|-----------------|
| 都市計画区域       | 96.9千人 | 製造品出荷額       | 1,546億円 | 概ね3,168ha       |
| 市街化区域        | 89.2千人 | 商品販売額        | 3,239億円 |                 |

### 主要な都市計画の決定の方針

#### 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

|     |                        |  |
|-----|------------------------|--|
| 住居系 | 一般住宅地                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地に連坦する平坦部の既成市街地を一般住宅地として位置付け、道路・公園等の都市基盤整備とともに、土地利用の整序化、良好な都市型住宅の整備等を行います。</li> <li>地域の個性やコミュニティを活かしながら、背景の緑の山々に調和した落ち着いたあるまち並み形成を図ります。</li> </ul>  |
|     | 郊外住宅地                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>郊外の丘陵部における面的開発地域を住居専用系の住宅地として位置付けます。</li> <li>原則として、新規開発は中心市街地を取り囲む盆地の緑と周辺市街地を取り囲む緑に囲まれた地域のみとし、周辺市街地を取り囲む緑の外側での面的な開発は抑制します。</li> <li>面的な開発地内では、既に道路や公園等の基盤整備はかなり進んでおり、緑豊かで良好な居住環境の保全に努めます。</li> <li>初期に開発された団地の一部においては、今後の建て替え需要と空洞化の見込みに留意しつつ、良好な居住環境の形成を検討します。</li> </ul> |
| 商業系 | 中心拠点<br>: 多治見駅<br>周辺地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>東濃地域における都心機能の中心地として、集客基盤の強化を図り、高次の都市拠点づくりを目指すとともに、眺望景観に配慮した建築物や複合的な機能を有する施設、各種サービス機能(行政・民間)の誘導に努めます。</li> <li>大規模集客施設立地エリアとして位置付け、大規模集客施設の立地を図り、にぎわいある中心市街地の形成を目指します。</li> </ul>  |
|     | 地域拠点<br>及び<br>周辺地区     | <ul style="list-style-type: none"> <li>郊外地域において、日常生活に必要な生活サービス施設(機能)を維持・誘導するために、住宅団地内又は既成市街地内に地域拠点として近隣商業地を配置します。</li> <li>鉄道駅周辺など、公共交通、幹線道路等の状況から、ネットワーク型コンパクトシティの形成に支障があると認められる場合は、多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。</li> <li>大畑地区の(国)248号沿道に立地する大規模集客施設を含む地区は、大規模集客施設立地エリアとして、現在の土地利用を維持していきます。</li> </ul>           |
|     | 沿道<br>商業地区             | <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路軸として交通量の多い(都)国道19号線、(都)金岡市之倉線、(都)国道248号線多治見バイパス、(都)明和小名田線及び(都)音羽明和線沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型業務施設の立地を図ります。</li> </ul>   |

|                               |             |   |
|-------------------------------|-------------|---|
| 工業系                           | 地場産業<br>振興地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>滝呂、市之倉、共栄、笠原地区を地場産業振興地として位置付け、陶磁器やタイルなどの地場産業の保全と振興を図っていきます。</li> <li>地場産業担い手育成のため、移住・定住施策を検討します。</li> </ul>  |
|                               | 新規産業<br>誘導地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響抑制を前提として、中央部市街地エリア、東部丘陵地エリアの市街地に隣接する地域や造成等地形の改変が少ない地域に限定して、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進します。</li> </ul> |
| 【優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域】<br>高田地区 |             |   |

### 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

|      |  |  |
|------|--|--|
| 交通体系 | 道路   | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の放射状道路網に加え、市街地をリング状に取り囲む内環状道路網として、(仮称)平和太平線、(都)上山平和線等を配置することにより、中心市街地の通過交通を削減します。</li> <li>内環状道路から多治見駅にアクセスする道路の整備により中心市街地の交通を分散します。</li> <li>バリアフリー等の視点による、歩行者や自転車に配慮した道路環境の整備を進めます。</li> <li>(仮称)土岐多治見北部連絡道路や(仮称)東濃西部都市間連絡道路(延伸)などの(都)東海環状自動車道へのアクセス道路を確保し、他都市との近接性の向上を高めます。</li> <li>社会経済情勢の変化を考慮しつつ、都市計画道路の必要性・効率性・実現性を検証し、適宜、適切な見直しを行います。</li> </ul> |
|      | 公共交通   | <ul style="list-style-type: none"> <li>多治見駅前の広場機能の強化により鉄道とバス路線の一体的なネットワークを形成し、環境への負荷の少ない体系づくりを進めます。</li> <li>自動車から公共交通機関に転換するため、地域あいのりタクシー等の活用による新たな移動手段の導入を検討し、公共交通機関の利用促進を図ります。</li> </ul>   |
| 下水道  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道は、人口減少などを踏まえ効率的な整備・維持管理により、生活環境の保全及び改善、河川などの水質保全に取り組みます。</li> </ul>  |  |
| 河川   | <ul style="list-style-type: none"> <li>河床掘削、床固め、護岸整備等により順次改修し、治水安全度の向上に努めます。</li> <li>河川事業においては、多自然川づくりを推進します。</li> <li>雨水を貯めるための雨水流出抑制施設などの流域対策や、人と自然が共存できる生活環境や自然環境とのバランスを考えた治水対策を進めます。</li> <li>洪水時の避難体制や洪水に関する正確で迅速な情報提供などの危機管理対策を充実します。</li> <li>従前からの遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。</li> <li>開発行為による雨水の流出量の増大については、調整池の設置等により、抑制を図ります。</li> </ul> |  |

### 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上で、ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

#### 【優先的に実施する事業】

多治見駅南地区市街地再開発事業

### 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

市街地の周囲に広がる丘陵地や土岐川などの自然資源を保全・活用するとともに、既存公園等の植栽などによる既成市街地での緑の保全を図ります。



# 多治見都市計画区域 総括図

